

令和7年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～8ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）の合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

Xは、A拘置所に刑事被告人として入所し、A地方裁判所において、殺人の罪で死刑に処する旨の判決が言い渡され、同判決が確定した者である。202X年10月、死刑制度の廃止を訴えるNPO法人より、Xに対し、作家Zの小説（以下「本件書籍」という。）の差し入れがあった。本件書籍は、拘置所に勤務する刑務官を主人公とし、被収容者等の交流や死刑制度等を描いたものであるが、その中には、絞首刑執行の具体的な描写部分（以下「本件記載部分」という。）が含まれていた。拘置所の職員は、本件書籍を検査した際、本件記載部分があったことを確認し、死刑確定者であるXに本件記載部分を閲覧させると、Xが、死刑執行を苦痛を伴う残虐なものであるかのように理解し、心情が不安定になり、逃走を企てたり、自殺及び自傷行為に及んだりするおそれがあるとして、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第70条第1項第1号に該当するとして、本件記載部分を抹消した上でXに閲覧させることが相当であると判断し、A拘置所長にその旨上申した。同拘置所長は、これを受け、本件記載部分を抹消した上で、本件書籍をXに閲覧させることにした（以下「本件抹消処分」という。）。A拘置所の職員は、所定の手続を経て、本件抹消処分をした上で、本件書籍をXに交付した。なお、Xは、死刑判決確定後、一時精神的に不安定な状態に陥り、粗暴な言動等に及んだこともあったものの、その後、精神科医の診療を受け、投薬等により精神状態が安定し、粗暴な言動等もみられなくなっている。

Xは、本件抹消処分に納得がいかず、裁判で争おうとしている。Xの憲法上の主張について、論じなさい。

（参考条文）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）（抄）

（死刑確定者の処遇の原則）

第32条 死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする。

2 死刑確定者に対しては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする。

(死刑確定者の処遇の態様)

第36条 死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2 死刑確定者の居室は、単独室とする。

3 死刑確定者は、居室外においても、第32条第1項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。

(自弁の書籍等の閲覧)

第69条 被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第12節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第70条 刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等【注】を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三 被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 (略)

【注】第70条第1項にいう「自弁の書籍等」には、差入れを受けた書籍等も含まれる。また、同項は、本件抹消処分のように、書籍等の閲覧の部分的禁止を明文で定めていないが、所定の手続を経ることにより可能とされている。

民法（配点 100 点）

次の 2 つの設問に答えなさい。

〔設問 1〕

A が自宅で使用しているパソコンは、インターネットのブラウザを起動すると、B 社が運営するポータルサイト（インターネットの玄関口に相当するウェブサイトのこと。以下「本件ポータルサイト」という。）が閲覧できるような設定になっている。本件ポータルサイトは、サーチエンジンやニュース配信などのサービスを提供するものとなっているが、ページをスクロールして最下部のほうに進むと、その利用について B が定めた利用規約（以下「本件規約」という。）のリンクが小さく表示されている。このとき、A が本件規約の個別の条項について、合意をしたものとみなされるかどうかについて検討しなさい。

（配点：30 点）

〔設問 2〕

A が経営するジャズライブハウス（以下「甲」という。）は、落ち着いた空間の中で、ジャズのライブ演奏を楽しみながら飲食ができる座席数 20 席、大きさ 16 坪の店舗である。A は、令和 2 年 4 月 1 日、ジャズバンドの代表者 B と甲の利用契約を結ぶ際に、A が定めた利用規約（以下「本件規約」という。）に従うことについて合意をした。本件規約には、以下の条項 1～5 が含まれている。

1. 甲を利用して演奏活動を行う者（以下「乙」という。）は、演奏活動を行う当日、甲を訪れた客が支払うライブチャージ（乙が 1000 円から 5000 円までの間で決定できる。）から 1000 円を差し引いた金額を報酬として受け取り、ライブチャージのうちの 1000 円および客が支払う飲食代は、甲が受け取る。
2. 出演予定日の 90 日前から当日までの間に乙の都合によりキャンセルする場合には、乙は、9 万円の取消料を甲に支払うものとする。
3. 出演予定日の 90 日前から当日までの間に甲の都合によりキャンセルする場合には、甲は、乙が前回出演した際の報酬額と 1 万 5000 円のどちらか大きい金額の取消料を乙に支払うものとする。
4. 法令により甲の営業が禁止された場合には、取消料は生じない。
5. 災害・疾病・交通事情を理由に、甲または乙がキャンセルする場合には、上記 2 または 3 の取消料が生じる。

Bは、令和2年4月20日午後7時から午後10時まで甲を利用してジャズライブを行うとAに伝えていたが、同月7日に政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、同月10日に東京都は、当該措置法に基づいてライブハウス（床面積を問わない。）を含む諸施設の使用停止および催物の開催停止の要請を行った。Aは、東京都の当該要請にもかかわらず甲の営業を続けていたが、Bは、出演予定の同月20日に、Aに何も連絡することなく甲に現れなかった。AがBに問い合わせのメールを送ったところ、同日の午後11時過ぎに「緊急事態宣言が出たので出演は自粛しました。」とだけ書かれたメールの返信があった。このとき、AがBに対して、9万円の取消料の支払を求めることができるかどうかについて検討しなさい。現在は、令和6年10月26日である。

(配点：70点)

刑法（配点 100 点）

以下の事例に基づき、X・Y・Z の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

- 1 暴力団組織である甲組に属する X・Y・Z は、A が不義理を働いたとして、3 名で A が居住するマンションの部屋（以下、「A 宅」という。）を訪問し、謝罪をするよう A に求めることにつき合意した。X ら 3 名は、3 日後に A 宅と一緒に訪問することを約束したが、その当日、Z は急用により遅れて A 宅に到着することになったため、先に X および Y が A 宅を訪問した。
- 2 X および Y は、A 宅のリビングルームにおいて、A の日頃の態度などを難詰し、謝るよう強く促したが、A が頑としてこれに応じない反抗的な態度を取り続けたことに激高し、その身体に対して暴行を加える意思を相通じた上、多数回にわたり、A の頭部、顔面、腹部を拳で殴るという態様の暴行を加えた。
- 3 それから約 20 分後、Z が A 宅に到着し、リビングルームに踏み込んだ。Z は、X と Y から激しい暴行を受けて A が顔面から流血している状況を目にして、X らに加勢しようと考え、X および Y と意思を相通じ、3 名は、A に対し、こもごも、頭部および顔面を拳で殴り、さらに、腹部を複数回蹴ったり、踏み付けたりするという暴行を加えた。
- 4 まもなく、X ら 3 名は、倒れている A を置いて、リビングルームから洋室に移動し、この機会に A の金を奪おうと相談し始めた。すると、室内を物色していた Y がデスクの引き出しを開け、数枚のキャッシュカードが入っているのを発見し、これを X に報告した。これに対し、X は、A から暗証番号を聞き出し、キャッシュカードで現金を引き出すことを Y・Z に提案し、Y・Z はこれに合意した。
- 5 X ら 3 名はリビングルームに戻り、Y がうずくまっている A の襟首をつかみ、X が、A に対して「おい、洋室の机にキャッシュカードを置いているな。一番金額が入っているキャッシュカードと暗証番号を教えろ。」などと言ったところ、A は、金融機関の名称と預金口座の暗証番号を口にした。まもなく、A が失神したため、X らは洋室に戻り、デスクにあったキャッシュカードの中から、A が述べた金融機関のものをを見つけ、X がこれを自分の財

布に入れると、Xら3名はA宅を退去した。

- 6 約6時間後、Aは、A宅を訪れた知人の通報によって病院に救急搬送され、開頭手術を施されたが、翌日、急性硬膜下血腫に基づく脳腫脹のため、死亡した。Aの急性硬膜下血腫の傷害は、上記一連の暴行の結果生じたものであるが、ZがA宅を訪れる前にXおよびYによってなされた暴行により生じたものか、ZがA宅を訪れた後にX・Y・Zによってなされた暴行によって生じたのかは不明である。
- 7 Xら3名は、同日、コンビニエンスストアに設置された現金自動預払機に上記キャッシュカードを挿入して同機を作動させ、現金合計100万円を引き出した。

[このページは空白です。]

